

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画藤田二丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	藤田二丁目地区地区計画	
位 置	北九州市八幡西区藤田二丁目地内	
面 積	約3.2ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、北九州市の副都心である黒崎の中心市街地の東端に位置し、地区の中心には長崎街道が通り江戸時代には宿場町として栄え、近代になってからは重工業の発展とともに商業地として栄えてきた地区である。</p> <p>しかし、かつての賑わいが失われ、地区及びその周辺の風紀環境の悪化が懸念されており、賑わいの回復や地区のイメージアップを図るため、商業の活性化や長崎街道の歴史・文化を活かした、風情ある住みやすいまちづくりが進められている。</p> <p>当地区計画は、風俗施設等の立地を規制し、子供からお年寄りまでが安心・快適に暮らせ、魅力あふれる住環境の形成を目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	副都心黒崎の中心市街地及び長崎街道の宿場町としてふさわしい、安心して快適な生活環境の形成を図る。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、安心・快適に暮らせ、住みよいまちづくりを進めるため、性風俗等に係わる建築物等の用途に必要な制限を行う。
	その他の方針	住民が安心・快適に暮らせるまちを形成するため、関係機関と連携し、性風俗関係の店舗、事務所等を立地させないまちづくりを推進する。
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗等特殊営業の用に供する建築物 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

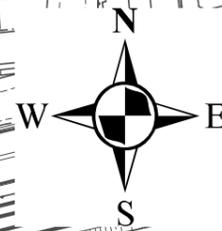
都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

当初：平成26年2月21日告示 第67号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号

北九州広域都市計画 藤田二丁目地区地区計画の変更(北九州市決定)

S = 1/2,500

計画図



凡例

地区計画区域